

令和6年度 有料老人ホーム集団指導

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室



目次

- 1.有料老人ホーム立入検査の実施状況について
- 2.身体的拘束適正化の取組について
- 3.鳥取市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について
- 4.変更届について
- 5.終わりに



1 有料老人ホーム 立入検査の実施状況について



□立入検査実施状況

	有料老人ホーム	有料該当サ高住
令和4年度実施件数	6	6
令和5年度実施件数	13	7
令和6年度実施件数 (令和6年12月1日時点)	11	5
鳥取市内施設数 (令和6年12月1日時点)	30	15

参考:鳥取市有料老人ホーム立入検査及び集団指導実施要綱 別表

施設類型	立入検査	集団指導
介護付き有料老人ホーム 住宅型有料老人ホーム 健康型有料老人ホーム 有料老人ホームに該当する サービス付き高齢者向け住宅	概ね3年に1回	原則1年に1回



□ 主な指摘事項

(1) 職員の配置、研修及び衛生管理

- ・ 日中及び夜間の緊急時等に対応できる職員を配置すること。

住宅型有料老人ホーム及び健康型有料老人ホームにあつては、入居者の数及び提供するサービス内容に応じて、その呼称にかかわらず、次の職員を配置すること。

(ア) 管理者 (イ) 生活相談員 (ウ) 栄養士 (エ) 調理員

【鳥取市有料老人ホーム設置運営指導指針(以下「指針」という) 8(1)イ】

※緊急時に対応できる職員とは、併設事業所の職員配置をもって達成するものではありません。有料老人ホームとしての職員を配置してください。



- ・ 有料老人ホームの職員が併設介護事業所と兼務する場合は、各職員について、それぞれが従事する勤務状況が明確となるよう、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。

有料老人ホームの職員が、介護サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。

【指針10(3)】

※必ずしも有料老人ホームと併設介護事業所の勤務表を別に作成する必要はありませんが、同一の勤務表で有料老人ホーム及び併設介護施設を管理する場合どの時間帯にどの施設で勤務しているのかを明確にしてください。



(2) 有料老人ホーム事業の運営

- ・ 定期的に避難訓練を実施すること。

(5)から(7)に掲げるもののほか、事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。なお、当該計画の策定や訓練の実施にあたっては、(5)から(7)に定める計画や訓練と併せて実施することとして差し支えない。【指針9(8)】

【参考】

- (5) 業務継続計画の策定等
- (6) 非常災害対策
- (7) 衛生管理等



- ・ 定期的に運営懇談会を開催すること。また、運営懇談会の開催にあたっては、下記の内容についても報告すること。
 - (1) 入居者の状況、サービス提供の状況の報告
 - (2) サービス提供の状況
 - (3) 管理費、食費等の収支の内容等の報告

エ 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明すること。また、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。
。(ア)入居者の状況
(イ)サービス提供の状況
(ウ)管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容
【指針9(11)】



- ・ 入居者が一定の要介護状態になったことを理由として契約を解除する場合の手続きについて、次の手続きを含む一連の手続を入居契約書または管理規程上明らかにしておくこと。
 - (1) 医師の意見を聴くこと。
 - (2) 本人又は身元引受人等の同意を得ること。
 - (3) 一定の観察期間を設けること。

カ 一定の要介護状態になった入居者が、一般居室から介護居室若しくは提携ホームに住み替える契約の場合、入居者が一定の要介護状態になったことを理由として契約を解除する契約の場合又は介護居室の入居者の心身の状況に著しい変化があり介護居室を変更する契約の場合にあっては、次の手続きを含む一連の手続を入居契約書又は管理規程上明らかにしておくこと。また、一般居室から介護居室若しくは提携ホームに住み替える場合の家賃相当額の差額が発生した場合の取扱いについても考慮すること。【指針13(2)】



- ・ 各種委員会について、開催されていないので速やかに開催すること。事故防止のための委員会については年1回以上、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会については3月に1回以上開催し、内容を職員に周知すること。今年度から義務化になった虐待防止の委員会は年1回以上、感染症の予防およびまん延防止のための委員会は6月に1回以上開催すること。

- ・ 衛生管理等指針【9(7)】

- ・ 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づき、次の事項を実施すること。【10(4)】

- ・ 身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。【10(7)】

- ・ 事故発生の防止及び発生時の対応【13(8)】



その他指摘事項について

- ・各委員会記録等について、指針上「介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること」となっているものについては、全職員に周知したことがわかるよう体制を整備すること。
- ・各委員会を同時開催する場合は、それぞれの委員会の内容を協議すること(研修も同様)。
- ・委員会と研修を同日開催する場合、記録をそれぞれ残すこと。



集団指導・立入検査の内容の確認について

- ・例年同様の指摘事項が散見されています。
集団指導でお伝えする内容については必ずご確認いただき、実施できていない場合は改善をお願いします。
- ・過去に指摘された事項について、数年後に同一施設への立入検査で再度指摘となっているものがあります。
指摘された年度に改善状況報告書を提出いただいておりますが、翌年度以降も継続的に改善をお願いします。



2 身体的拘束適正化の取組について



身体拘束とは

身体拘束とは

身体拘束とは「**本人の行動の自由を制限すること**」である。

(令和3年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業「介護現場における適切なシーティングの実施に係る事例及び研修に関する調査研究事業（高齢者の適切なケアとシーティングに関する手引き〈追補版〉）」より一部改変)

「**身体的拘束等**」とは、介護保険法に基づいた運営基準上、「**身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為**」であり、入所者（利用者）の「**生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き**」行ってはならず、原則として禁止されている。

本手引きにおいては、介護保険法に基づいた運営基準上の「**身体的拘束等**」と「**身体拘束**」を同義として用いている。

なお、「**緊急やむを得ない場合**」の適正な手続きを経ていない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当する行為とされており、本人の居住地自治体に相談・通報が必要である（厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」より一部改変）。



(出典:介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き)

なぜ身体拘束を行ってはならないのか

1 身体拘束がもたらす多くの弊害

身体的障害

身体拘束は、まず次のような身体的弊害をもたらす。

- (1) 関節拘縮、筋力低下、四肢の廃用症候群といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生等の外的弊害
- (2) 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下等の内的弊害
- (3) 拘束から逃れるために転倒や転落事故、窒息等の大事故を発生させる危険性

精神的弊害

身体拘束は精神的にも大きな弊害をもたらす。

- (1) 本人は縛られる理由も分からず、人間としての尊厳を侵害
- (2) 不安、怒り、屈辱、あきらめ等の精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発
- (3) 拘束されている本人の姿を見た家族に与える精神的苦痛、混乱、罪悪感や後悔

社会的障害

こうした身体拘束の弊害は、社会的にも大きな問題を含んでいる。

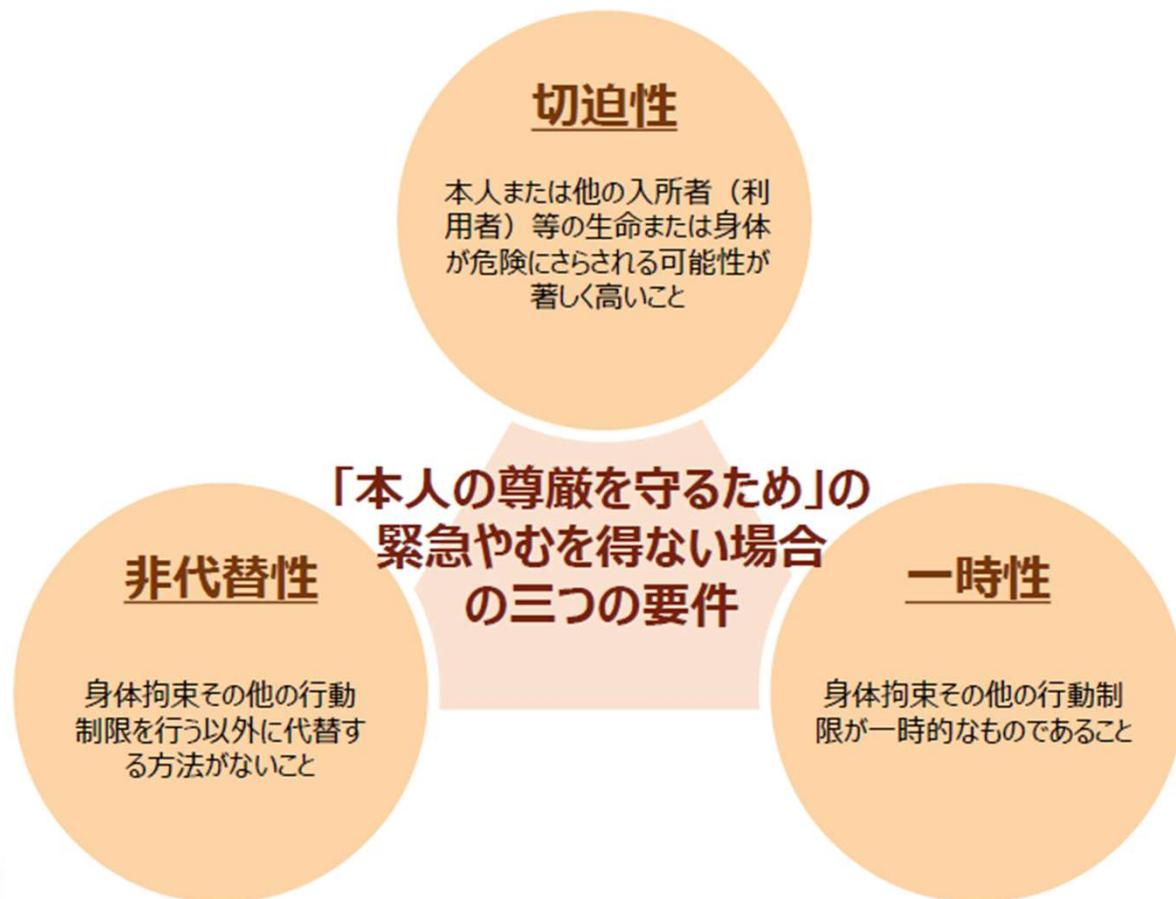
- (1) 看護・介護職員自身の士気の低下
- (2) 施設・事業所に対する社会的な不信、偏見を引き起こす
- (3) 身体拘束による本人の心身機能の低下は、その人の QOL を低下させるだけでなく、更なる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響を及ぼす

(出典：介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き)



緊急やむを得ない3つの要件

身体拘束は、本人の行動を、当人以外の者が制限することであり、当然してはならないことです。運営基準上、「当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」の適正な手続きを経た身体的拘束等は認められています。この適正な手続きは、あくまでも「本人の尊厳を守るため」に行うものです。適正な手続きとは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たすかどうかを組織等で話し合い、かつ、それらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うことです。



左記3要件をすべて満たす状態であることを、本人・家族、本人に関わっている関係者・関係機関全員で検討、確認し、記録しておくことが求められる。

（出典：介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き）



切迫性

本人または他の入所者（利用者）等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

- 「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。

📌この判断を行う前に特に確認すべきポイント

- ✓ 身体拘束をしない場合、本人等の生命または身体がどのような危険にさらされるのか
- ✓ それはどのような情報から確認できるのか
- ✓ 他の関係機関や医療職はどのような見解を持っているのか

一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

- 「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。
 - 例えば、本人自身あるいは他者に危害が及ぶような場合、緊急やむを得ない場合に該当する可能性はあるが、環境が整った時間帯においては該当しない可能性がある。

📌この判断を行う前に特に確認すべきポイント

- ✓ 本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定したか。それは何月何日の何時から何月何日の何時までなのか。また、1日のうちの何時から何時までなのか。
- ✓ その判断にあたり、本人・家族・本人にかかわっている関係者・関係機関で検討したか

（出典：介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き）



身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

- 「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを、組織で確認する必要がある。
 - 例えば、点滴を自分で抜いてしまう方に対して、点滴が視界に入らないように位置を工夫する、かゆみを減じるためにガーゼの種類を工夫する、といった方法が考えられる。
 - 認知症の行動・心理症状がある場合も、そこには何らかの原因があるため、身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討することが重要である。
- また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。
- 身体拘束を行わない方法について事前に研修等で検討したり、外部の有識者等からの助言を得たりすることも有用である。代替方法を考えるスキルを事業所全体で高めあうことが重要となる。
- 介護に関する専門的知識を有していないことが多い家族が介護を担うことが多い在宅においては、専門職であれば可能な代替方法であっても家族には実施できない場合があることに留意したうえで、家族でも可能な代替方法について提案または助言することが重要となる。また、家族による介護の限界にも留意し、状況に応じて、介護サービスの追加または変更について提案または助言することも必要である。

🔍 この判断を行う前に特に確認すべきポイント

- ✓ 身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を洗い出すことができているか
- ✓ 代替方法の洗い出しにあたり、複数の職員や多職種での検討を行ったか
- ✓ 代替方法を実際行ってみた結果について十分に検討できているか
- ✓ 代替方法の洗い出しにあたり相談できる外部有識者・外部機関はないか

(出典:介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き)



手続きの面でも慎重な取り扱いが求められる

仮に三つの要件を満たす場合にも、以下の4点に留意することが重要である。

1

本人・家族、本人にかかわる関係者・関係機関全員での検討

- 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当の職員個人(または数名)では行わず、事業所全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを定めておく。
- 「緊急やむを得ない場合」の要件に該当しなくなった場合の解除についても組織として取り決めをしておくことが重要である。
- 特に、事業所内の「身体的拘束等適正化検討委員会」といった組織において事前に手続き等を定め、具体的な事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を整える。

📌 施設および在宅において特に確認すべきポイント

- ✓ 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断を本人・家族・本人にかかわっている関係者・関係機関が幅広く参加した会議体にて行っているか
- ✓ 「緊急やむを得ない場合」の要件に該当しなくなった場合の解除についても、本人・家族・本人にかかわっている関係者・関係機関が幅広く参加した会議体にて取り決めがなされているか

(出典: 介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き)



2

緊急やむを得ない場合の三つの要件と照らし合わせた慎重な検討

- 介護現場において、「切迫性」「非代替性」「一時性」を満たすケースは極めて少ない。
- 身体拘束が例外的に許容されるのは、「緊急やむを得ない場合」に該当する客観的な状況が存在する場合であって、本人の意思によるものではない。
- それぞれの要件について、本人・家族、本人に関わっている関係者・関係機関全員において、慎重に検討を行うことが求められる。
- 検討にあたっては、職員や家族等、本人に関わる関係者の気持ちや安全面にも配慮することも重要である。

📌 施設において特に確認すべきポイント

- ✓ 「切迫性」「非代替性」「一時性」を満たすケースは極めて少ないことを組織全体で認識共有できているか
- ✓ 検討にあたっては、職員の気持ちや安全面にも配慮しているか
- ✓ 代替方法をいくつか試し、その結果を十分に検討した記録があるか

📌 在宅において特に確認すべきポイント

- ✓ 「切迫性」「非代替性」「一時性」を満たすケースは極めて少ないことを本人・家族・本人にかかわっている関係者・関係機関で認識共有できているか
- ✓ 検討にあたっては、家族の気持ちや安全面にも配慮しているか
- ✓ 介護に関する専門的知識を家族が必ずしも有していないことに配慮して、非代替性の検討がなされているか

(出典:介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き)



3

本人や家族に対する詳細な説明

- 本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。
- その際には、施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行う等、説明手続きや説明者について事前に明文化しておく。
- 仮に、事前に身体拘束について施設としての考え方を本人や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行う。

🗨️ 施設および在宅において特に確認すべきポイント

- ✓ 本人には意思があり、意思決定能力を有するということを理解したうえで、本人に対してできる限り詳細に説明を行っているか
- ✓ 認知症等の人の身振り手振り、表情の変化も意思表示として読み取る努力を最大限に行っているか
- ✓ 実際に身体拘束を行う時点で、個別に説明を行っているか
- ✓ 説明にあたり、本人を支援している家族の気持ちにも配慮しているか
- ✓ これらのポイントについて、マニュアルや研修等を通して事業所全体に浸透しているか



(出典：介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き)

- 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合について、「緊急やむを得ない場合」の三つの要件に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除することが重要である。
- 身体拘束を実施している時間帯において、本人の様子を定期的・継続的に観察する。
- 実際に身体拘束を一時的に解除して、本人の状態を観察し、身体拘束の継続が本当に必要なのか、慎重に検討する。
- 一時的に身体拘束を解除して要件に該当しなくなった場合の解除の要件について、事前に本人・家族、本人にかかわっている関係者・関係機関全員で、事前に話し合っておくことが有用となる。

施設において特に確認すべきポイント

- ✓ 要件に該当しなくなった場合、直ちに身体拘束を解除する必要があることを組織全体で認識共有しているか
- ✓ 身体拘束を一時的に解除して状態を観察するといった工夫を行っているか
- ✓ その結果を、本人・家族、本人にかかわっている関係者・関係機関全員で共有し再検討しているか

在宅において特に確認すべきポイント

- ✓ 要件に該当しなくなった場合、直ちに身体拘束を解除する必要があることを事前に複数事業所で認識共有しているか
- ✓ 身体拘束を一時的に解除して状態を観察するといった工夫を行っているか
- ✓ 本人の状況をリアルタイムに把握することが難しい場合においても「緊急やむを得ない場合」に該当するか、頻回に観察しているか
- ✓ その結果を、本人・家族、本人にかかわっている関係者・関係機関全員で共有し再検討しているか



その身体拘束の実施理由、組織で十分にアセスメントや協議を行っていますか？

身体を拘束する理由として、夜勤帯の「人手不足」を挙げている事案が見受けられますが、その理由が本当に十分なアセスメントと協議にもとづいた理由なのかを改めて振り返ってみましょう。同じ職員数であっても、身体拘束を行っていない施設と、行ってしまっている施設があります。人手不足だけでなく身体的拘束等を必要とする理由について、管理者等のリーダーシップのもと俯瞰的視点で見直し、組織全体で身体拘束廃止・防止に向けて取り組むことが必要です。



緊急やむを得ない場合の記録

身体拘束に関する記録が義務づけられている

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の本人の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

記録の作成

記録はアセスメントからはじまる。まずはアセスメントを行った内容を記録したうえで、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法にかかわる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。

身体拘束に関する説明書・経過観察記録は、施設・事業所において保存する。記録は、行政担当部局の運営指導や監査が行われる際に提示できるようにしておく必要がある。また、身体的拘束等の適正化のための指針を整備することが求められているサービス種別においては、指針も記録の一つである。

また、家族への説明の確認は、同意ではないことに留意する。家族の同意は、身体拘束を認める根拠にはならない。

施設および在宅におけるポイント

- ✓ 「切迫性」「非代替性」「一時性」それぞれについて、なぜその要件を満たしていると判断したのか、具体的に記録しているか
- ✓ 再検討を行うごとに逐次その記録を加えているか
- ✓ 今後どのようなケアをすることによって改善するか、丁寧に記入しているか
- ✓ 本人の状態や、家族の意見についても記録しているか
- ✓ 本人の意思については、身体を拘束することに対して理解が得られたような言葉が聞かれたとしても、認知症等の状態から、本当に理解してその言葉を発しているとは限らないため、慎重な判断を組織で行ったか

(出典:介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き)



身体拘束適正化のための委員会について

身体的拘束等適正化検討委員会の議事録

身体的拘束等適正化検討委員会の議事録についても作成・保存する必要がある。議事録には、主に下記の内容を記載する。

- ・ 開催日時、参加者、議題、議事概要等
- ・ (身体拘束を行っている入居者がいる場合) その人数や三つの要件の確認とその判断理由、解除の是非等
- ・ (身体拘束を開始する検討が必要な入居者がいる場合) 切迫性の確認とその判断理由、非代替性の確認とその判断理由(代替案の列挙)、一時性の確認とその判断理由等
- ・ (緊急やむを得ず身体拘束が必要であるという判断をした場合) 本人、家族、関係者、関係機関との意見調整の進め方、身体拘束開始日・解除予定日等

実際の立入検査での指摘内容は・・・

(指摘事項)

- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、委員会は開催されているが議事録が不十分であるため改めること。また委員会で話し合う内容についても内容を検討すること。
- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、3月に1回開催すること。また、虐待のみの内容となっているものがあつたので、身体拘束についても議題にあげること。



緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。【指針10(6)】

身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (ウ) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。【指針10(7)】



身体的拘束における立入検査での指摘内容

- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。
- ・介護職員その他の従業者に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- ・身体的拘束を実施する際、様態、時間、利用者の状況等を記録すること。
- ・身体的拘束をやむを得ず行う場合は、身体拘束の必要性を検討し、拘束の期間を具体的に定めた上で文書による同意を得ること。また、検討の結果、同意を得た期間を超えて身体拘束行う場合は再度同意を得ること。
- ・身体的拘束をやむを得ず実施する場合に本人や家族から得る同意文書については、その期間についても記載すること。



3 鳥取市有料老人ホーム設置運営指導 指針の改正について



改正の目的について

1 改正の目的

厚生労働省有料老人ホーム設置運営標準指導指針(平成14年7月18日付け老発第0718003号)の一部改正に伴い、指針の改正を行うものです。

2 改正の内容

厚生労働省の有料老人ホーム設置運営標準指導指針の内容に併せて改正を行います。また、重要事項説明書の改正を行います。

**詳しい変更内容については、
別添資料をご確認ください。**



主な改正点（本資料掲載）

- 業務継続計画の策定等 【指針9(5)】
- 医療機関等との連携 【指針9(9)】
- 虐待の防止 【指針10(4)】
- 身体拘束 【指針10(6)】

そのほかの改正点については、別添指針全文の赤字部分をご確認ください。



(5) 業務継続計画の策定等(改正後追記:黄色部分)

ア 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

イ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他の設置者との連携等により行うことも差し支えない。

ウ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。【指針9(5)】



(9) 医療機関等との連携(改正後追記:黄色部分)

ア 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。その際、入居者の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるように努めること。

イ 当該有料老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症(同法第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

ウ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

エ 入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該有料老人ホームに速やかに入居させることができるよう努めること。(以下略)【指針9(9)】



(4)設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づき、次の事項を実施すること。(改正後追記:黄色部分)

ア～エ (中略)

オ イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

当該担当者は、身体的拘束等の適正化の対策を検討する委員会の責任者と同一の従業者が努めることが望ましい。なお、同一施設内で複数担当の兼務や他の事業所・施設等の担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

カ (略)【指針10(4)】



(6)緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。(改正後追記:黄色部分)

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。

【指針10(6)】

本資料に記載の内容はあくまで主な改正点の抜粋です。必ず別添資料を確認をしてください。



4 変更届について



変更届出事項	事前協議	添付書類	届出時期
施設の所在地・連絡先等	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書 ・登記簿等 ・建築確認済証 	変更の日から 一か月以内
設置者の氏名、住所又は名称及び所在地	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書 ・登記簿等 	
施設管理者の氏名、住所	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書 	
管理・運営規程、定款	入居者への影響が生じる場合 必要	<ul style="list-style-type: none"> ・変更した書類 	
契約書			
重要事項説明書	不要		
長期の収支計画	不要		
利用料・一時金等の入居者の費用負担額	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書 ・契約書 	
建物の規模及び構造並びに設備の概要	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設平面図 ・変更内容のわかる書類 ・建築確認済証 	
入居定員及び居室数	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設平面図(変更前後) ・管理・運営規程 ・重要事項説明書 	



5 終わりに

指導監査室のホームページに鳥取市有料老人ホーム設置運営指導指針及び自己点検シートを公開しております。

日頃から、運営の状況を確認するようにしてください。

【ホームページアドレス】

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1525754251724/index.html>



集団指導の受講確認はとっとり電子申請サービスにより行います。

動画を視聴し、必ずアンケートに回答してください。
アンケートの回答をもって受講完了とさせていただきます。

「とっとり電子申請サービス」

(様式名 令和6年度有料老人ホーム集団指導)

https://apply.e-tumo.jp/city-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14777

回答期限 令和7年1月31日

